別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第９条第２号に規定する被保険者（以下「第２号被保険者」という。）数		基本額	地域差加算額						寒冷地加算額			
			地域手当１級地	地域手当２級地	地域手当３級地	地域手当４級地	地域手当５級地	地域手当非該当（旧７級地）	１級地	２級地	３級地	４級地
人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1—	500	42,876	10,198	8,523	7,141	4,684	491	245	1,638	1,476	1,340	859
501—	1,000	75,036	17,848	14,916	12,497	8,196	859	429	2,867	2,584	2,346	1,503
1,001—	1,500	109,635	26,077	21,794	18,259	11,975	1,257	629	4,189	3,778	3,429	2,196
1,501—	2,000	149,348	35,524	29,688	24,874	16,313	1,713	857	5,706	5,147	4,670	2,993
2,001—	3,000	192,188	45,714	38,203	32,009	20,993	2,203	1,101	7,345	6,622	6,010	3,850
3,001—	4,000	238,717	56,782	47,453	39,758	26,075	2,737	1,369	9,123	8,225	7,465	4,783
4,001—	6,000	306,074	72,801	60,843	50,977	33,432	3,509	1,755	11,699	10,547	9,572	6,132
6,001—	9,000	430,079	102,297	85,492	71,629	46,977	4,931	2,465	16,437	14,821	13,449	8,616
9,001—	12,000	590,934	140,558	117,467	98,419	64,547	6,776	3,388	22,586	20,365	18,481	11,839
12,001—	15,000	760,324	180,850	151,139	126,632	83,049	8,718	4,360	29,059	26,201	23,778	15,233
15,001—	25,000	860,624	204,706	171,077	143,336	94,006	9,869	4,935	32,860	29,628	26,889	17,225
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,800	2,331	1,947	1,632	1,071	112	56	374	337	306	195
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001—	70,000	1,350,662	321,266	268,489	224,952	147,533	15,488	7,744	51,622	46,547	42,242	27,060
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,821	2,335	1,953	1,636	1,073	112	56	375	337	306	196
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001—	150,000	3,967,197	943,628	788,613	660,734	433,335	45,492	22,748	151,597	136,688	124,037	79,455
		円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
		9,253	2,201	1,839	1,541	1,011	107	53	353	318	288	186
		円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
150,001	人以上	2,412,223	573,766	479,511	401,754	263,487	27,661	13,831	92,158	83,099	75,407	48,301

備　考　１．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。

２．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。

３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。

４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、令和七年度の予算に係る補助金等から適用する。